

徳島中央広域連合・東消防署

外壁（南面）改修工事

図面目録	
番号	図面名称
A-00	表紙
A-01	特記仕様書1
A-02	特記仕様書2
A-03	付近見取図 配置図
A-04	平面図
A-05	断面図
A-06	現況立面図
A-07	改修立面図

I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項																					
1. 工事名称	徳島中央広域連合本部・東消防署外壁(南面)改修工事	1章 一般 共通 事項	<p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当番（平成28年度末までを目途）は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>業者名</th> <th>会社住所 処分地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (円/税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腐ブラ</td> <td>(株)明和クリーン</td> <td>三好市山形町寺野字大木場956 三好市山形町寺野字大木場956</td> <td>70.5</td> <td>10,500/m²</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>阿波産直(株)</td> <td>吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田市原田市の三35</td> <td>5.7</td> <td>700/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎記載されている処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、原則記載の処分場で処分を行う事。 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎着工前 大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改標示9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び徳島県に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建築材」という)の発注の際には、発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は建築営繕室へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	分類	業者名	会社住所 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円/税抜き)	腐ブラ	(株)明和クリーン	三好市山形町寺野字大木場956 三好市山形町寺野字大木場956	70.5	10,500/m ²	コンクリート(無筋)	阿波産直(株)	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田市原田市の三35	5.7	700/t	7. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印…適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>◎建築塗装作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	塗装	塗装	◎建築塗装作業
分類	業者名			会社住所 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円/税抜き)																				
腐ブラ	(株)明和クリーン			三好市山形町寺野字大木場956 三好市山形町寺野字大木場956	70.5	10,500/m ²																				
コンクリート(無筋)	阿波産直(株)			吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田市原田市の三35	5.7	700/t																				
工事種目	技能検定職種			技能検定作業																						
塗装	塗装			◎建築塗装作業																						
2. 工事場所	吉野川市鴨島町上下島			8. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎電子納品：(・対象 ・任意試行)</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本 2部、電子データ 1部)(・A4・A3・A2 ○原図版) ・工事写真(写真帳 1部(○着工前 ○工事中 ○竣工)、電子データ 1部) ・使用材料一覧表(3部のうち2部は竣工図表紙裏に貼付、電子データ 1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(原図貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、JWW形式、PDF形式、及びオリジナル形式を0D-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ													
区分	サイズ																									
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																									
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																									
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																									
3. 敷地面積	m ²			9. 完成図等																						
4. 工事種目	外壁改修工事			10. 火災保険	<p>◎工事完成撮影は、専門家に(・よる ○ よらない)ものとする。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>																					
5. 工事区分																										
6. 工期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。																									
II. 建築工事仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項																					
1章 一般 共通 事項	1. 適用基準等			4. 施工調査																						
	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版) ⑤建築工事標準詳細図(令和4年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>○工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</p> <p>○その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>交通整理員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている ・義務付けられていない)。 ・警備員は、延 人(昼 人、夜 人：うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p>																									
	2. 工事関係図書			5. 材料・製品等																						
	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>																									
	3. 工事現場管理			6. 施工																						
	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事着手までに調査を行い、</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p>																									

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
2章 改修仮設工事	1. 一般事項	3章 防水改修工事	1. 一般事項	4章 外壁改修工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法
	2. 足場等		2. 改修工法の種類及び工程		2. 外壁改修工法の種類及び材料
3. 監督員事務所	監督員事務所は(・ 設ける(面積 m ² 程度) ○ 設けない)	3. 塗膜防水	3. シーリング	5章 塗装改修工事	1. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
4. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(・ 出来る ○ 出来ない), 電力料金(・ 有償 ・ 無償) ただし, 施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(・ 出来る ○ 出来ない), 用水料金(・ 有償 ・ 無償) ただし, 施設管理者と協議すること。	4. シーリング			2. 耐候性塗料塗り(DP)

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
①労働安全衛生法に基づく構造規格
②(社)仮設工業会の認定基準
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎外部足場(種類: 枠組み本足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: 防災I類)
・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。
ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり専用足場方式により行うことができる。

内部足場(種類: , 仕様: 枚布、D= cm)
・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。

- 監督員事務所は(・ 設ける(面積 m²程度) ○ 設けない)
- 監督員事務所の備品は次のものを設置すること。
(1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計
(2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带
(3) 請負加入電話の子機
(4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
(5) ファクシミリ他

◎既存電力利用(・ 出来る ○ 出来ない), 電力料金(・ 有償 ・ 無償)
ただし, 施設管理者と協議すること。

◎既存用水利用(・ 出来る ○ 出来ない), 用水料金(・ 有償 ・ 無償)
ただし, 施設管理者と協議すること。

◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。
◎降雨等に対する養生方法は、(○上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他())とする。

工程	工法	工法	工法	工法
施工箇所		バルコニー		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等				
2 既存保護層(平場)撤去等				
3 既存断熱層撤去等				
4 既存防水層(立上り部等)撤去等				
5 既存防水層(平場)撤去等				
6 既存下地の補修及び処置		○ 適宜		
7 防水層の新設		○		
8 断熱材の新設				
9 保護層の新設				

◎工法: L4X 種別: X-2
◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。
◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
P0X	X-1 X-2			
L4X	X-1 X-2	バルコニー 平場 立上り		軽歩行
P1Y	Y-2			
P2Y	Y-2			

◎特記仕様書、改修仕及び補修仕以外は、主材料製造所の仕様による。

◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(・ 行う ○ 行わない)。
◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(○簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。
◎種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
MS-2	変成シリコーン	撤去	かつ回り、水切り水切り上部目地	再充填工法	20*10	実施

◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)
◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。
◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。

◎塗仕上げ外壁
◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁

工法	ひび割れ部	欠損部
Uカットシール材 充填工法	2成分形 ポリウレタン系シーリング	
充填工法		ポリマーセメントモルタル

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。
◎塗仕上げ外壁
◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

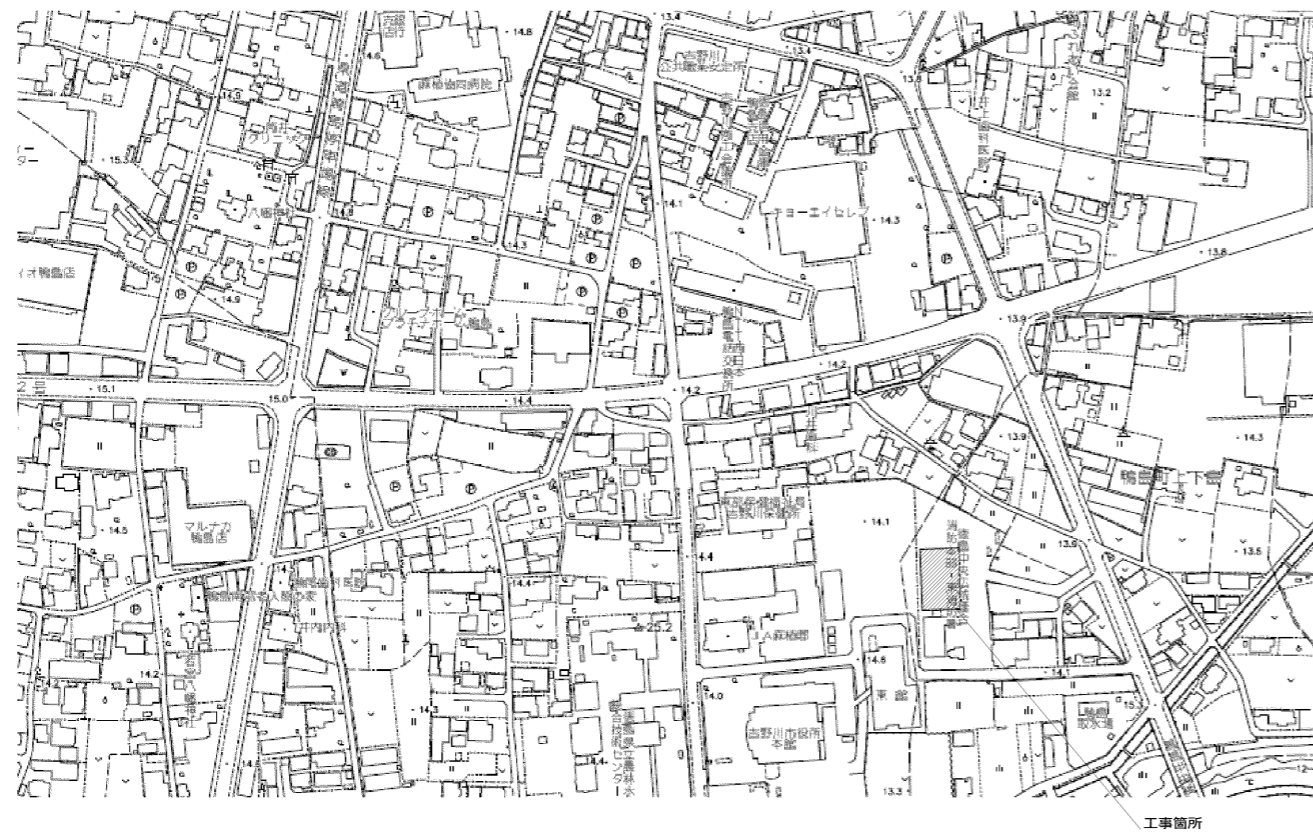
種類		既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	高圧水洗		C-1	ゆずはだローラー			

区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
鉄面	B種			○		配管類

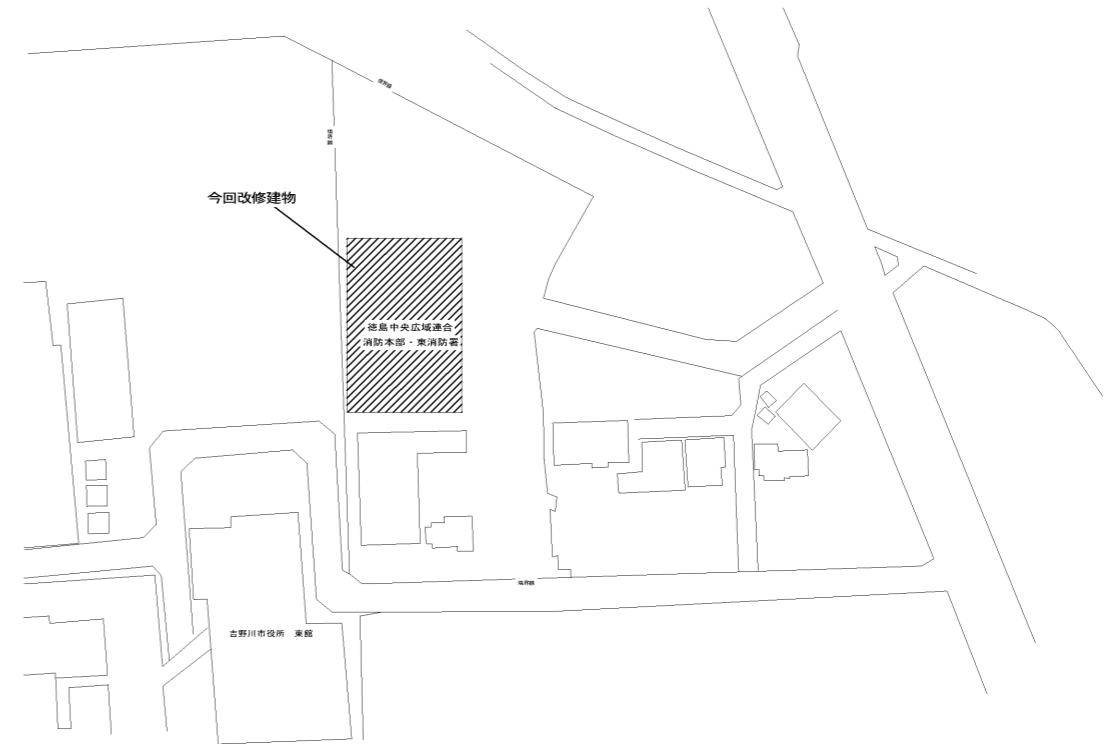
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考
塩化ビニール	C-2	RC種(塗替え面)	3級	縦樋 2回塗り JIS K 5658

仕様

工程	塗料と処置	塗布量
下地調整	RC種(塗替え面)	
研磨紙すり		
中塗り	2液性ポリウレタンエナメル用中塗り及び弱溶剤系2液形ポリウレタンエナメル用中塗り	0.14kg/m ² /回
上塗り	建築用耐候性上塗り塗料(3級)	0.10kg/m ² /回

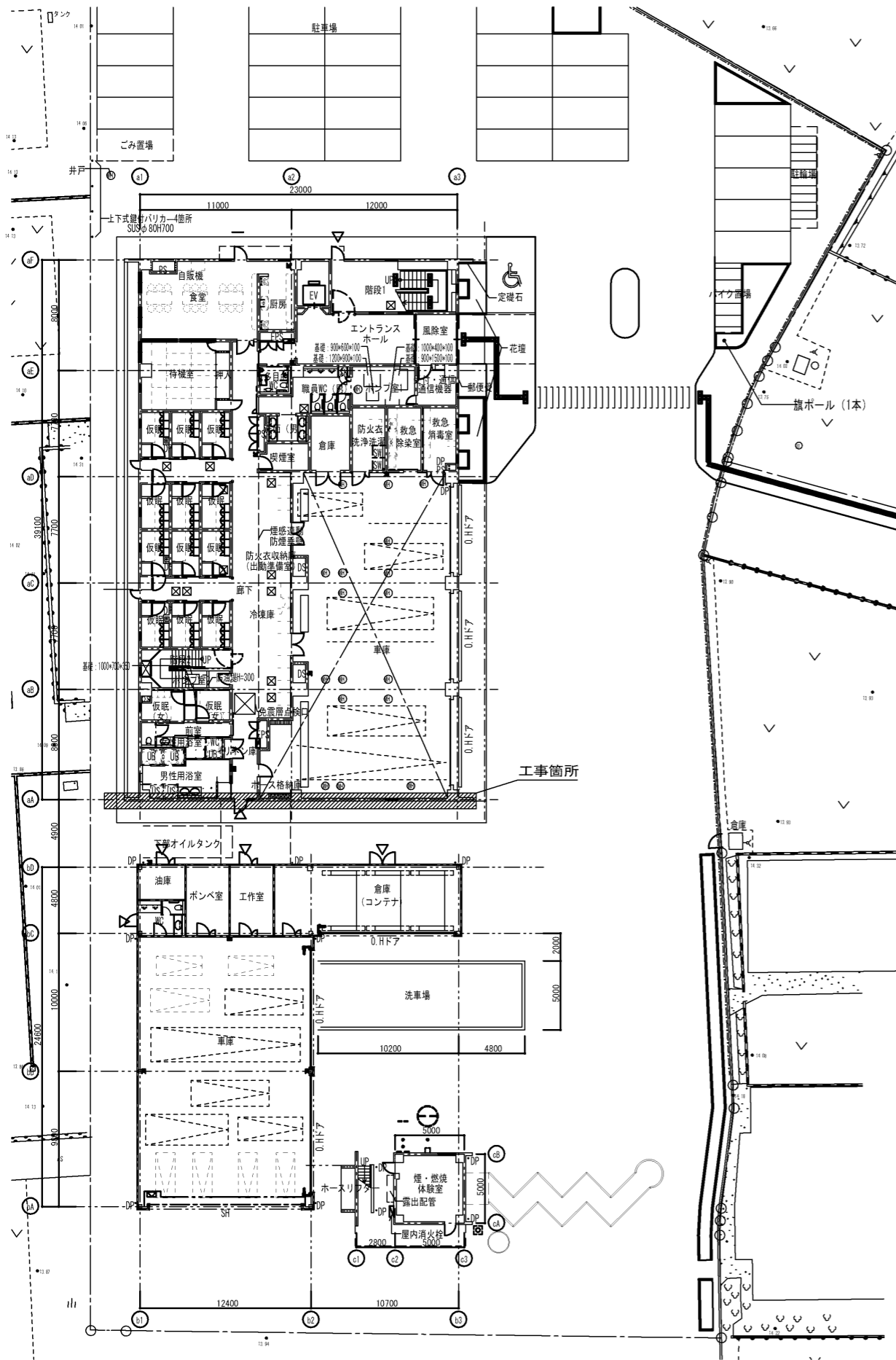
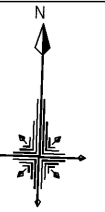


付近見取図

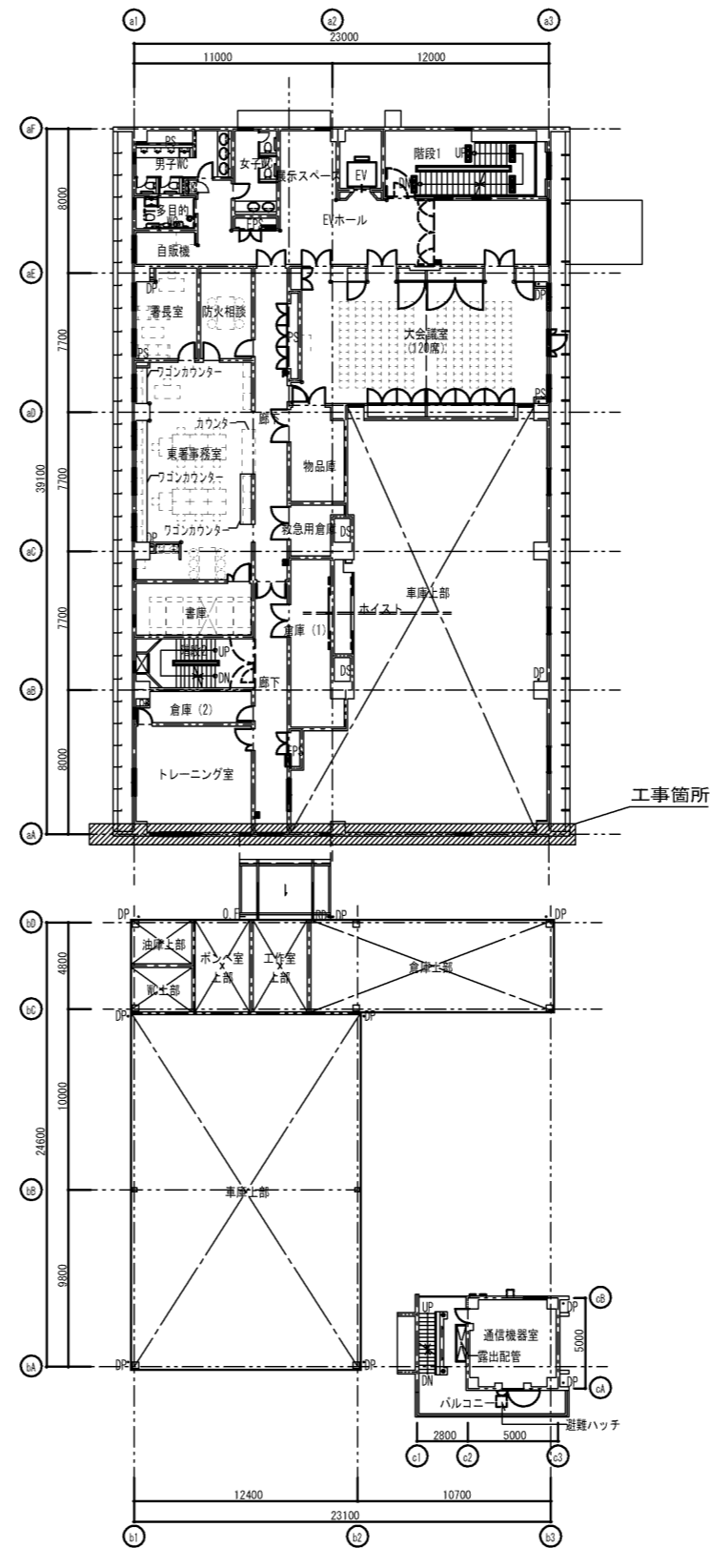


配置図

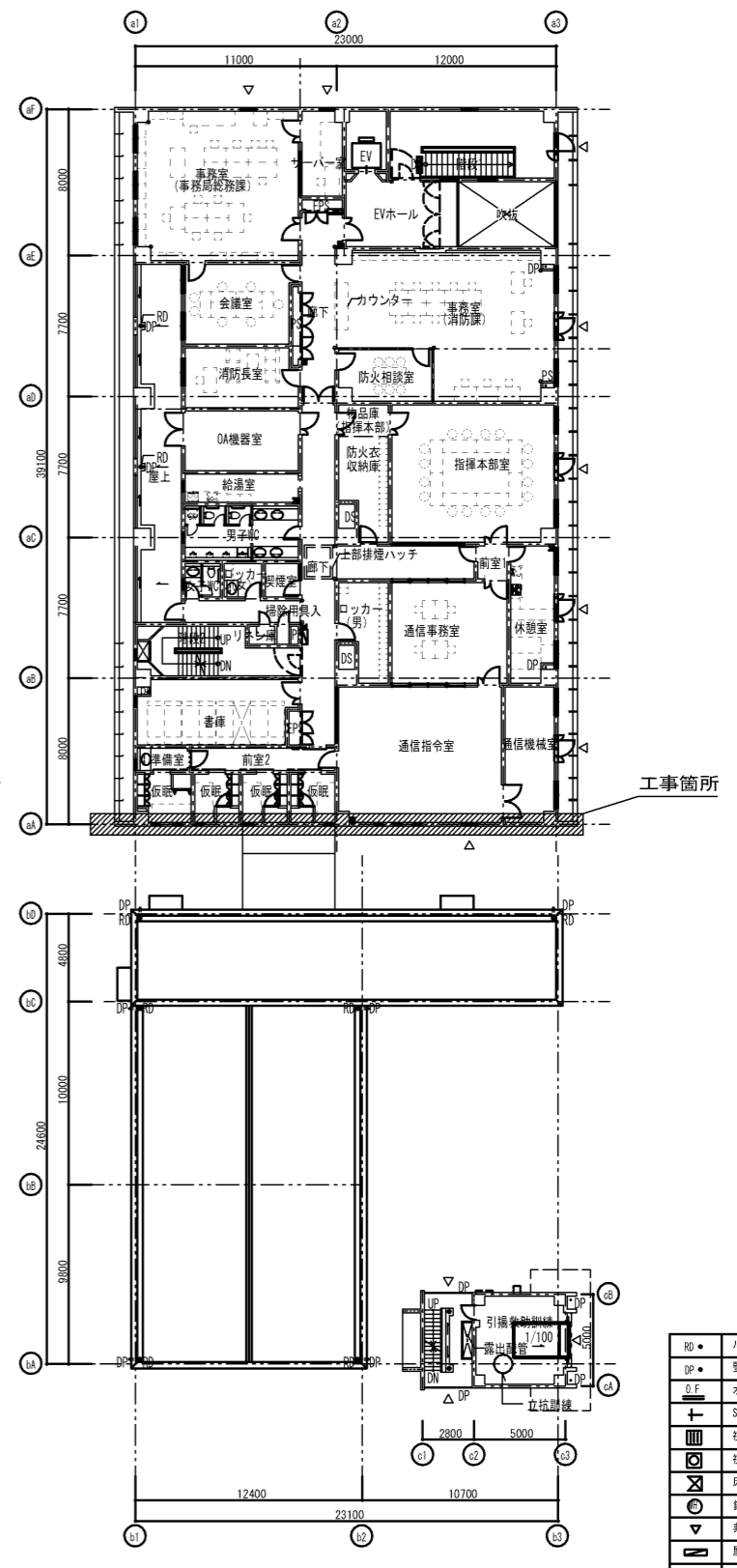
吉野川市建築営繕室	工事名称	徳島中央広域連合本部・東消防署外壁(南面)改修工事	図番
縮尺	図面名称	付近見取図 配置図	A-03



1階平面図



2階平面図

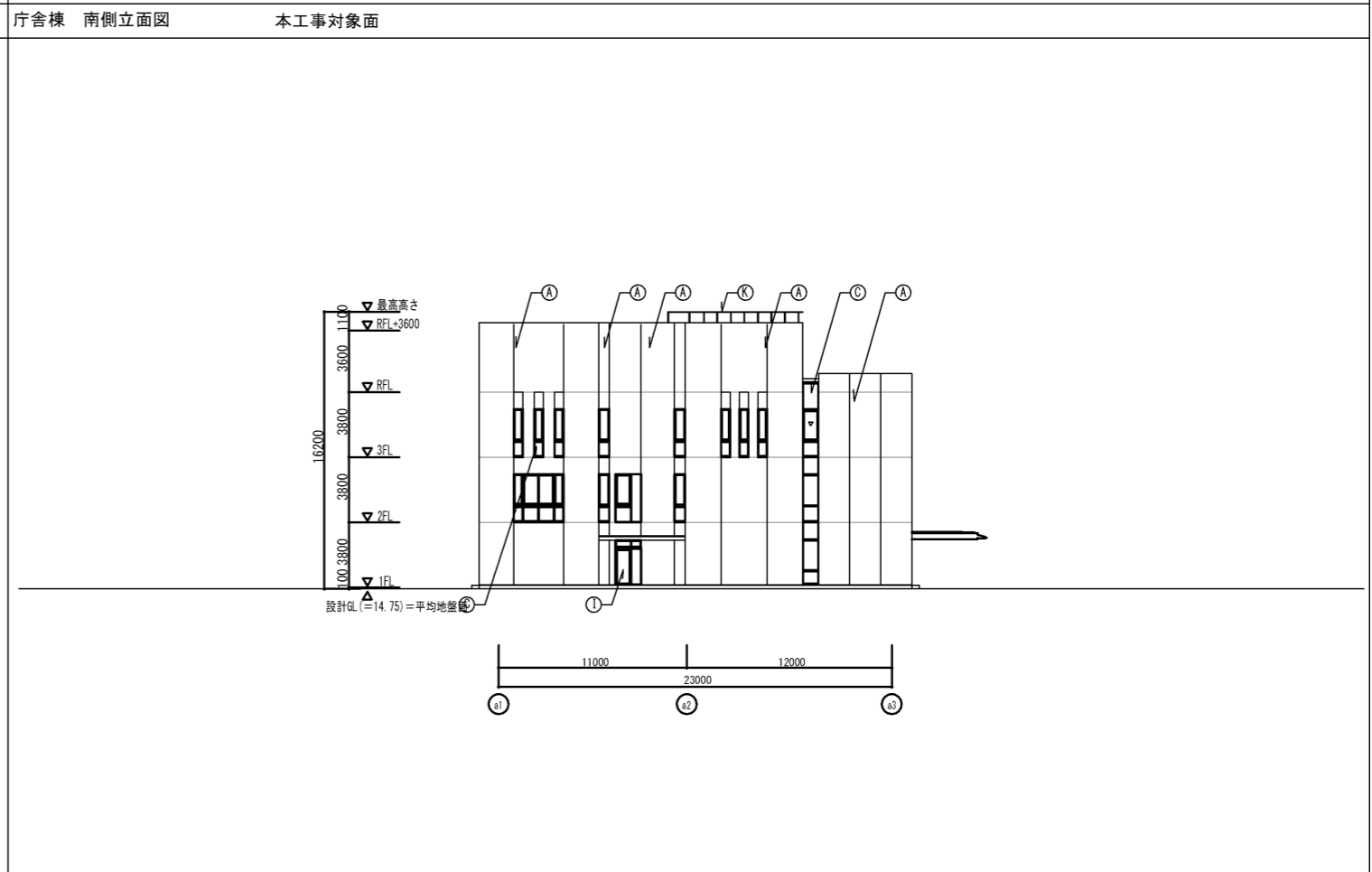
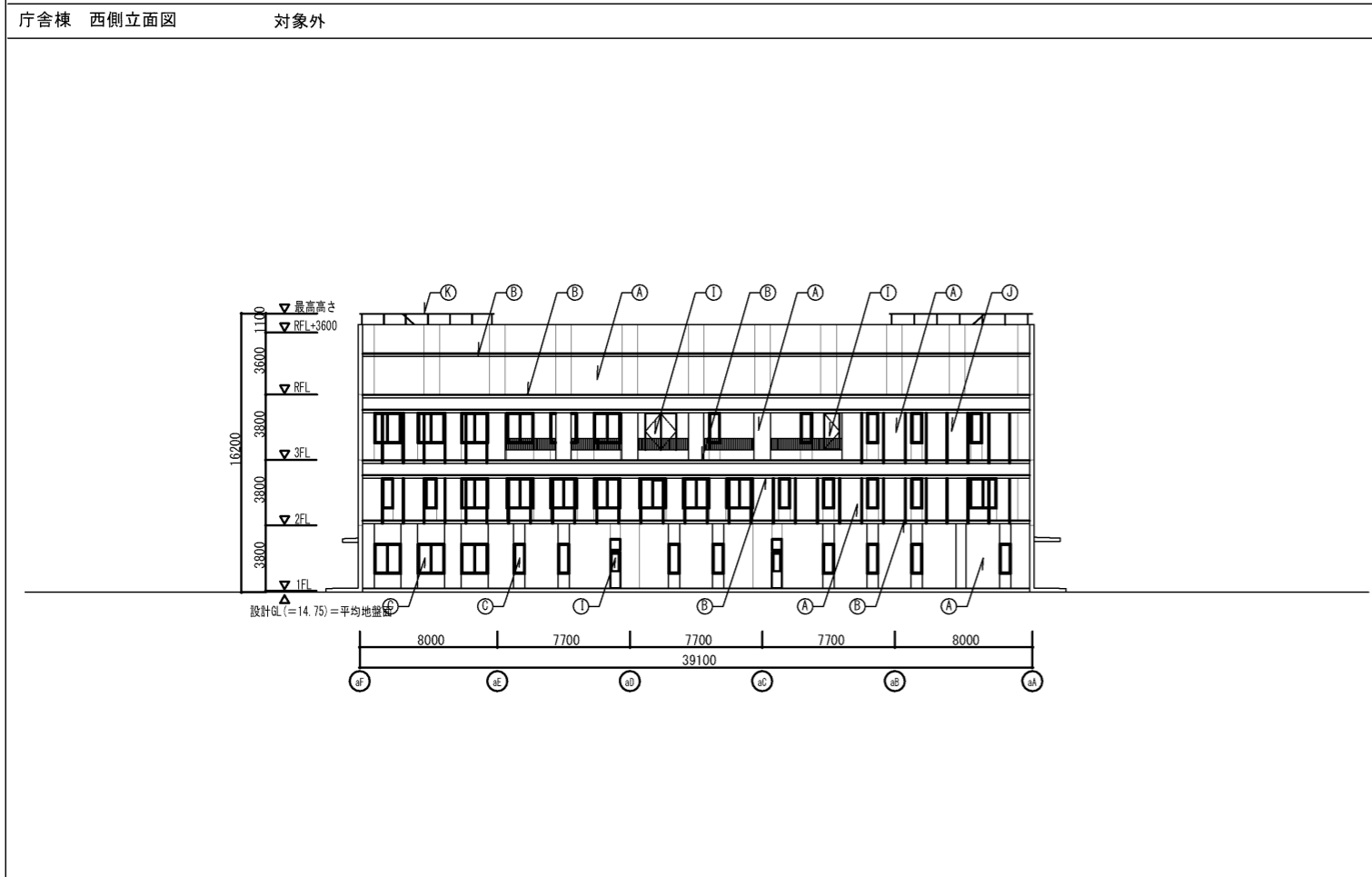
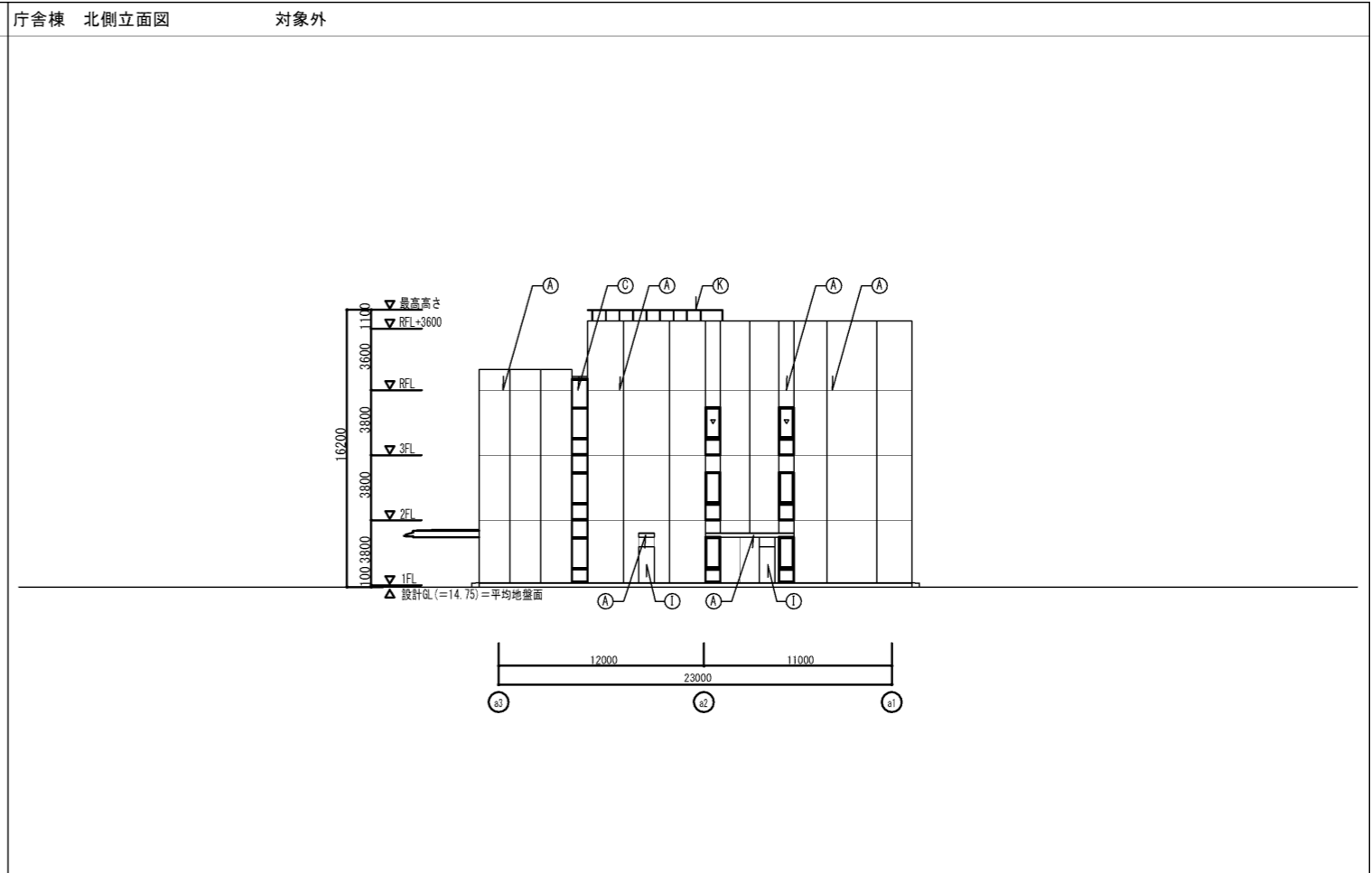
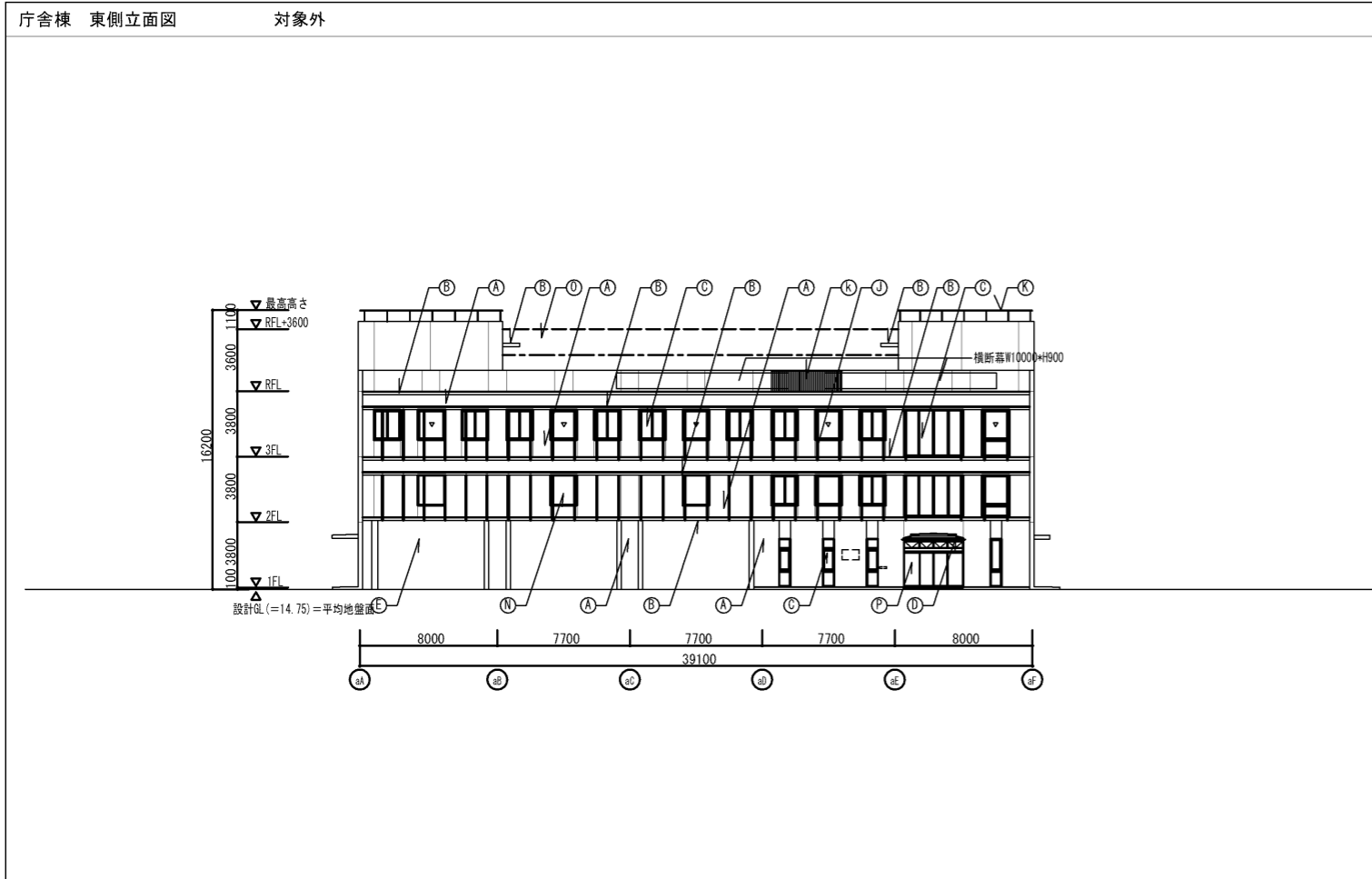


3階平面図

凡例

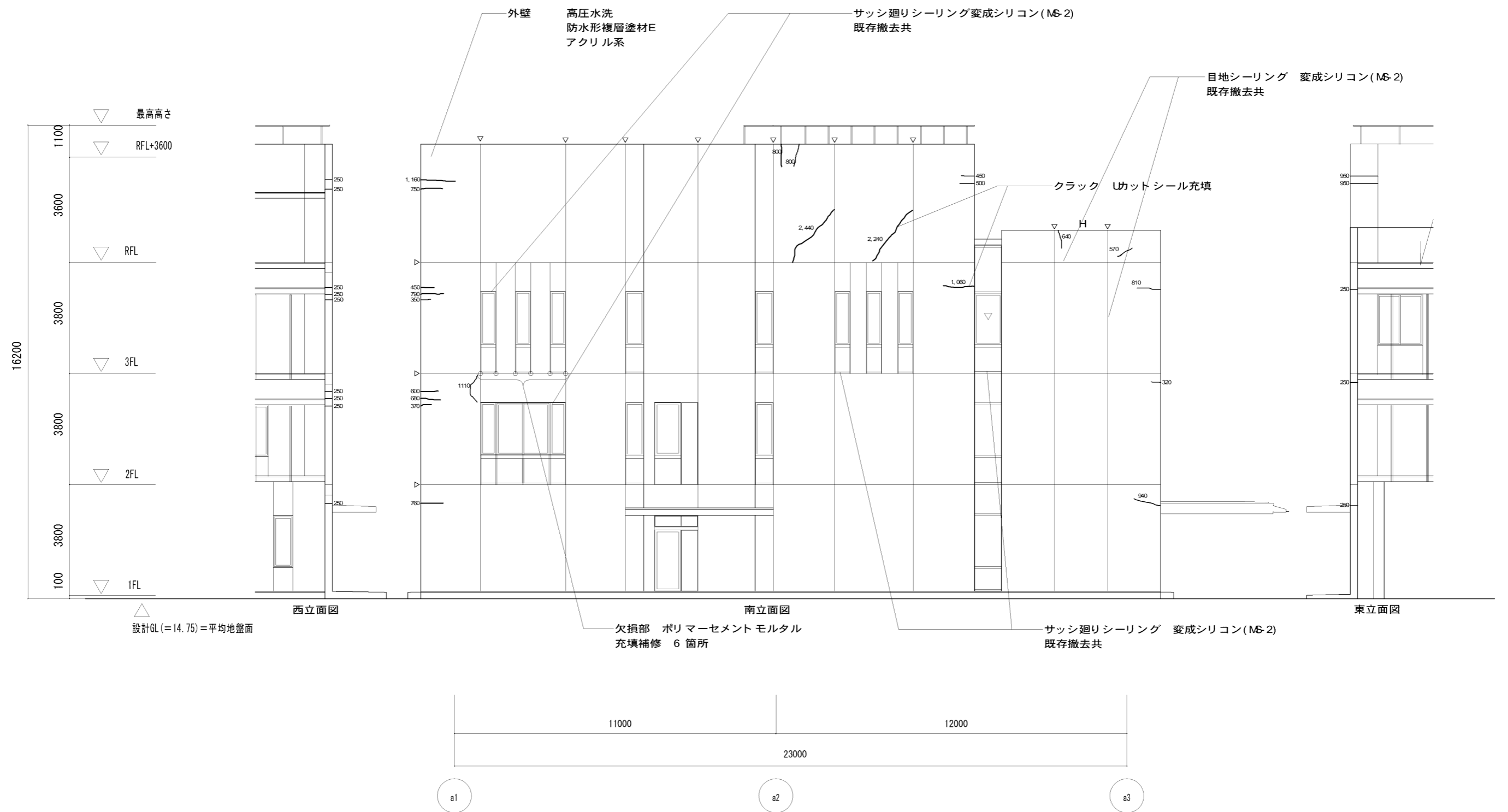
R0	ルーフドレイン (特記以外100φ)
DP	堅礎 (特記以外100φ)
○.F	オーバーフロー管 SUS40φ
+	SUS丸礎
■	視覚障害者用誘導線 (JIS認定品)
■	視覚障害者用注意喚起線 (JIS認定品)
⊗	床下点検口600φ (防臭化粧点検口)
⊗	縁取型マンホール600φ (防臭防水型)
▽	非常用進入代替口
■	屋内消火栓 (設備工事)
■	消火器ボックス (別途工事)
●	SUSコーナガード

吉野川市建築営繕室		工事名称	徳島中央広域連合本部・東消防署外壁(南面)改修工事	図番 A-04
縮尺	1/400	図面名称	平面図	



Ⓐ RC打放しの上被層塗材FE	外壁面12mm面落ち部	Ⓔ アルミオーバースライディングドア	Ⓘ スチールドア ウレタン焼付塗装	Ⓜ ALCパネル(リブ付)の上被層塗材FE
Ⓑ RC打放しの上一液形特殊水性シリコン樹脂系濡れ色防止クリアー塗料及び浸透性吸水防止剤塗布		Ⓚ スチール製重量シャッター	Ⓛ 日除けルーバー 押出成形セメント板 t=60	Ⓝ アルミガラリ
Ⓒ アルミサッシュアルマイト		Ⓛ スチール製軽量シャッター	Ⓜ 手摺 スチールウレタン樹脂塗装	Ⓓ アルミ目隠しルーバー アルマイト
Ⓓ アルミパネル ウレタン樹脂塗装		Ⓛ アルミドア	Ⓨ ALCパネルの上被層塗材FE	Ⓔ ステンレスタブ

吉野川市建築営繕室		工事名称	徳島中央広域連合本部・東消防署外壁(南面)改修工事	図番 A-06
縮尺	1/400	図面名称	現況立面図	



クラック補修は、23.5mを見込んでいる。

吉野川市建築営繕室	工事名称	徳島中央広域連合本部・東消防署外壁(南面)改修工事	図番
縮尺	1/200	図面名称	改修立面図(南面)
			A-07